

犯罪被害者等の支援に 向けた取組について



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



ギョットちゃん

1 経緯

犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族は、命を奪われる、家族を失う、身体を傷つけられるといった目に見える被害に加え、精神的な被害を負うとともに、捜査や裁判過程における精神的負担、周囲の人々の誤解による中傷や噂、過剰な報道などの二次被害に及ぶ場合もあります。

そのような方々が、一日も早く再び平穏な生活を営むことができるよう社会全体での支援が求められています。

本市では、平成27年4月に施行した「富里市犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、関係機関と連携し、国や千葉県、その他の支援団体が行う支援制度などの情報提供や相談窓口の紹介等により被害者等に寄り添った支援に努めてきましたが、犯罪被害に特化した条例は制定されていません。

犯罪被害に遭われた方にとって最も身近な窓口として犯罪被害者等への更なる支援を行っていくためにも、犯罪被害に特化した条例の制定化に向けて取り組んでまいります。



2 根拠法

犯罪被害者等基本法(平成16年12月制定) (抄)

○第1条 (目的)

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

○第3条第3項 (基本理念)

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

○第5条 (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



ギョットちゃん

3 市内における犯罪発生状況等 (刑法犯認知件数)

出典：千葉県警察ホームページ

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他 刑法犯	合計
令和3年	1	13	163	9	0	28	214
令和4年	2	18	209	9	1	33	272
令和5年	4	19	254	7	3	36	323

凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

窃盗班・・・空き巣、忍込み、事務所荒し、出店荒し、その他侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、
車上ねらい、ひったくり、部品ねらい、自販機ねらい、その他非進入窃盗

知能犯・・・詐欺、横領、その他知能犯

風俗犯・・・わいせつ、その他

その他刑法犯・・・住居侵入、占有離脱物横領、その他



ギュっとちゃん

4 千葉県内の犯罪被害者等支援 条例制定の状況

	条例名	施行日
千葉県	千葉県犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日
千葉市	千葉市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日
松戸市	松戸市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日
成田市	成田市犯罪被害者等支援条例	平成18年3月27日
柏市	柏市犯罪被害者等支援条例	令和6年7月1日
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
四街道市	四街道市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
印西市	印西市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日
匝瑳市	匝瑳市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日
山武市	山武市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日
神崎町	神崎町犯罪被害者等支援条例	平成15年4月1日
多古町	多古町犯罪被害者等支援条例	平成14年1月1日
東庄町	東庄町犯罪被害者等支援条例	令和6年6月12日
芝山町	芝山町犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日
横芝光町	横芝光町犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日



ギョットちゃん

5 今後のスケジュール(案)

- ▶ 令和6年 9月議会 犯罪被害者等の支援に向けた取組について説明
- ▶ 令和6年12月議会 条例骨子（案）の説明
- ▶ 令和6年12月 条例骨子（案）に関するパブリックコメント手続
- ▶ 令和7年 3月議会 条例（案）の提出